

会 議 録

1 会議名

第2回 上越市空き家等対策協議会

2 議題（公開・非公開の別）

(1) 議題 上越市空き家等対策計画の策定について（公開）

(2) その他（公開）

3 開催日時

平成28年7月28日（木）午後1時30分から

4 開催場所

上越市役所木田第1庁舎4階 402.403 会議室

5 傍聴人の数

無し

6 出席した者（傍聴人を除く。）氏名（敬称略）

・委員： 井部 辰男、大竹 敏一、折笠 正勝、小池 一彦、関 行雄、
田中 隆司、田中 雅博、長谷川 進、廣田 敏郎、渡邊 恵美

・事務局： 建築住宅課 上田課長、佐藤副課長、関根係長

7 発言の内容

佐藤副課長：開会の宣言

上田課長：挨拶

佐藤副課長：上越市空き家等対策協議会設置要領第3条第1項の規定により、議事の進行を田中会長、進行補佐を関副会長に依頼。

田中会長：事務局に本日の出席状況の報告を求める。

佐藤副課長：委員10名の内全員の出席があり、委員の過半数が出席していることを報告。

田中会長：委員の過半数の出席により、上越市空き家等対策協議会設置要領第3条第2項の規定要件を満たし、本日の協議会の成立を宣言。

議題「上越市空き家等対策計画の策定について」を上程し、事務局の説明を求める。

佐藤副課長：資料1により説明。

資料2「上越市空き家等対策計画（素案）」は文言の整理等で調整中であり、軽微な修正が加えられることを報告。

折笠委員 : 計画期間5年間の根拠は。

佐藤副課長 : 国土交通省が行っている住宅・土地統計調査が5年ごとにあり、その調査結果を計画に反映させるため、5年間の計画期間とした。ただし、市民からの要望意見等があれば計画期間内の計画変更もあり得る。

田中会長 : 計画期間の中で変更は可能か。

佐藤副課長 : 計画変更は可能であり、その際は本協議会に意見を求めることになる。

田中委員 : 空家等対策の推進に関する特別措置法第6条第2項の空家等対策計画で定める事項は資料1の「上越市空き家等対策計画について(概要版)」と対応しているのか。

上田課長 : 空家等対策計画で定める事項は資料2「上越市空き家等対策計画(素案)」の目次において確認ができる。

井部委員 : 本計画の実効性を高めるために、アクションプランを策定する予定はないか。

上田課長 : アクションプランは必要と考えている。計画を実施していくためには予算措置が必要な事業も出てくるので、併せてアクションプランについても検討していきたい。

田中会長 : 基本方針や対策の方向性を示しているが、具体的なプランとして例えば除却の補助制度などは検討しているのか。

上田課長 : まずは本計画において大枠である対策の方向性を示し、具体的なプランは予算の確保とともに進めていく。

田中委員 : 特定空き家等への対応はどのように行うのか。また所有者が共有名義や不明の場合はどうに対応するのか。

田中会長 : 特定空き家等への対応は資料2「上越市空き家等対策計画(素案)」の18～19ページに掲載されている。不明の所有者等へは、状況に応じて対応するのか。

上田課長 : 所有者等が不明等の特殊なケースが発生した場合は、司法の専門家に指導を仰ぐことも想定している。

渡辺委員 : 中山間地の空き家は購入費は安いですが改修に費用がかかる。改修補助等があれば空き家を活用するケースも増えるのではないかと。

まず、特定空き家等にならない、空き家等を増やさない、空き家等を適切に管理できる施策が必要なので、この計画や施策を広く情報発信すること

が必要ではないか。

上田課長 : 空き家等の改修費用は個人資産へ補助を行うとの観点から慎重な検討が必要だが、定住を促すU I J ターン等は改修補助制度を検討していきたい。

空き等家の管理については、NPO法人やシルバー人材センター等との協定の締結を検討している。

情報発信については、所有者の管理義務などを示した市の空き家対策の情報を広報等で周知していきたいと考えている。

田中会長 : 委員からの意見質問を事務局が整理し、正副会長が確認した上で事務局説明に基づき事務を遂行することを確認。

上田課長 : その他の議題として、本計画の今後の予定は、8月4日の市議会所管事務調査を経て9月にパブリックコメントを実施し、10月中旬以降に本協議会に再度意見を求めることとすることを説明。

田中会長 : 閉会を宣言

8 問合せ先

都市整備部建築住宅課住宅係 TEL : 025-526-5111 (内線 1343)

E-mail : kenjuu@city.joetsu.lg.jp

9 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。